

令和 8 年度

標体（L-1型） 3 基ほか 1 件整備

仕 様 書

第九管区海上保安本部

第一章 整備概要

1 件名

標体（L-1型）3基ほか1件整備

2 整備概要

本整備は、七尾大田浮標置場に保管中の標体を灯浮標の交換に使用するため、標体の修理及び塗装を行うものである。

3 整備標体

標体型式	数 量	標 体 番 号	備 考
L-1型	3	93056（共用型）	
		93060（一般型）	
		93064（一般型）	
L-2型	1	34054（共用型）	

4 履行場所

標体引渡及び返納場所

七尾大田浮標置場

石川県七尾市大田112

5 履行期限

令和8年10月30日

6 管理事務所及び発注元

第九管区海上保安本部交通部整備課

〒950-8543 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1

電話 025-285-0118（内線：2657）

第二章 一般共通事項

1 適用事項

本整備の施工にあたって本仕様書に記載されていない事項は、図面及び「灯浮標等製造・修理共通仕様書（海上保安庁交通部整備課（平成27年1月15日制定）（以下「共通仕様書」という。））」による。

2 設計図書

設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。

3 監督職員

監督職員とは、「第九管区海上保安本部長」が任命する職員で、契約書に規定する監督職員をいう。

4 疑義に対する協議

設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、一方的な解釈や変更をすることなく監督職員と協議し、その指示に従う。

5 諸届

作業の着手・施工・完成に当たり関係官公署その他関係機関への必要な届出手続きは速やかに実施し、作業工程に支障を及ぼさないように注意する。

また、これに要する諸費用も負担する。

6 現場代理人及び主任技術者

現場代理人及び主任技術者とは、契約書に規定する現場代理人及び主任技術者をいう。

7 整備現場の安全衛生管理

（１） 整備現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関係法令等に従ってこれを行う。ただし、別に責任者を定めた場合はこれに協力する。

（２） 整備現場においては、常に整理整頓を行い、特に危険個所の点検を行うなど事故の防止に努める。

8 災害及び公害の防止

整備作業に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処理するとともに、特に下記の事項を守らなければならない。

（１） 第三者に災害を及ぼしてはならない。

（２） 公害の防止に努める。

（３） 善良な管理者の注意をもってしても、なお災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については、監督職員と協議する。

（４） 気象の変化に注意し、事故の防止に努める。

（５） 機械器具の取り扱いに注意し、事故の防止に努める。

なお、第三者に対して損害を与えた場合は、受注者は適正な補償をしなければならない。

9 工程表

着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

10 整備計画書

整備着手に先立ち、整備計画書を作成し、監督職員に提出する。ただし整備計画書作成の必要性の少ないものは、監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。

11 材料

- (1) 材料は新品とし、項目12により合格したもの又は承諾を受けたものを使用する。
- (2) 材料の品質が明示されていない場合は、均衡を得た品質のものを使用する。
- (3) 設計図書による「JIS（日本産業規格）の規格品」と指示された材料は、JISマークの表示のあるもの又はJISの規格証明書の添付されたものを使用する。

12 材料の検査

- (1) 材料は種別ごとに監督職員の検査を受ける。
ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することが出来る。
- (2) 合格した材料と同じ種類の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き以後の使用を承諾されたものとみなす。

13 施工の立ち会い

監督職員の立ち会いは下記の場合に行う。

- (1) 設計図書に定められた場合。
- (2) 監督職員が特に指示する場合。

14 後片付け及び清掃

整備終了後、現場の後片付け及び清掃を行う。

15 撤去品等

撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示に従うこと。

16 進捗報告及び完成検査

- (1) 整備の進捗状況を監督職員に遺漏のないように報告すること。
- (2) 次の検査工程及び監督職員が指定した作業工程に達したときには、監督職員の確認を受けること。
 - ① 気密試験実施時及び素地調整完了時
 - ② 標体整備完了時
- (3) 完成検査にあたっては、現場代理人は完成日を事前に連絡するものとし、現場代理人は検査に立ち会い、検査又は試験の結果、当該目的物が完成されていない場合は、検査職員の指示に従い受注者の負担において、適切な措置を講じなければならない。

17 完成書類

材料証明、試験成績書、整備写真などを作成し、A4判ファイルに整理し1部提出する。
特に写真については、整備着手前から整備完了までの各工程順に撮影した写真を添付し、

完成後の写真については、標体全景を全周方向から撮影する。

なお、各種書類、写真等は電子データでCD-R等の記録媒体に記録して提出する。

第三章 特記事項

標体の整備にあたって、修理等を七尾大田浮標置場で行う場合は、外周を工事シートで張り回し周囲へ影響を及ぼさないようにする。

また、七尾大田浮標置場を離れる際は、七尾大田浮標置場入口から通行人が容易に侵入できないよう措置する。

1 修理

修理は、「共通仕様書」第七章 標体修理工によるほか、別表1「修理総括表」及び図面による。施工については、次の各項に基づき実施する。

また、標体内部での作業実施前には事故防止対策として、床板と下部鏡板で構成される遮蔽空間の可燃性ガスの濃度測定を必ず行い、安全であることを確認出来た後に実施する。

測定結果により、爆発等の危険が生じる可能性があるとして認められた場合は、ガス抜き作業を行った後再度測定を行い安全が確認出来た後実施する。

(1) 鉄工修理

修理にあたっては、接合部等の納まり具合に留意して施工する。

部材の切断端面は、必ずグラインダー等により面取りを行う。

溶接は、すべてアーク溶接とし、J I S（日本産業規格）に適合するように作業する。

なお、作業姿勢は、下向き溶接を原則とする。

(2) マンホール蓋パッキン交換

蓋パッキンの交換は、蓋受座のパッキン（ネオプレン）を調整して、パッキン溝に合わせて材質に適合する接着剤により完全に密着させる。

(3) 通気管の取外・取付及び接続部パッキン交換

通気管をフランジ部分から取外し、溶接面・孔食等を入念に点検し、標体修理後取り付ける。

また、交換するパッキンは、ネオプレン（F型 5kK 40A）を使用する。

(4) 通気管防水金具整備

通気管の取り外しに併せて、通気管防水金具の整備を行う。

整備は、分解・清掃のうえ内部ピンポン球の交換を行う。

2 塗装

塗装は、「共通仕様書」6－17塗装によるほか、別表1「修理総括表」による。施工については、次の各項に基づき実施する。

(1) 素地調整

素地調整は別表1「修理総括表」により実施する。

素地調整の作業内容

種 類	作 業 内 容	備考
3種ケレンA	劣化塗膜及び錆の部分をディスクサンダー等の動力工具で除去し、鉄肌を露出した後、全面をパワーブラシ等で研磨して塗料の足がかりをつける。 旧塗膜のうち活膜部は残す。	

種 類	作 業 内 容	備 考
4 種ケレン	劣化塗膜及び錆の部分をワイヤーブラシ等の手工具で除去した後、全面を清掃する。	

(2) 塗装

- ① 塗装は別表1「修理総括表」により実施する。
- ② 塗装は鉄工部が完了し所定の検査に合格した後実施する。
- ③ 塗料の塗り付けは、原則としてエアレス吹付塗装を原則とし、流れ・シワ・ムラ・フクレのないように塗装面が均一となるように施工する。
- ④ 塗膜の密着性に十分注意し雨天・高湿度・油気及び強風等の塗装に有害な環境下での作業は行わない。
- ⑤ 同一工程で使用する塗料は同一メーカーの製品とする。
- ⑦ 使用する塗料は、膜厚及び塗布量・塗装間隔・塗装回数は製造メーカーの仕様によるものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- ⑧ 上部鏡板の錆止塗装終了時に、滑り止め珪砂を上部鏡板に均等に散布する。
- ⑨ 標体別の塗り分けは別紙1「標識種別の塗分要領」を参考とする。
- ⑩ 各塗装工程終了毎に膜厚検査を実施し、検査結果を完成図書に添付し提出する。

(3) 標体塗装区分・塗装系

塗装区分及び塗装系は次表のとおりとする。

区 分	塗 料 系 統	備 考
櫓 部	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	各色：緑・赤・黒・黄・白
	アクリル樹脂系上塗塗料	
喫水上部	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	各色：緑・赤・黒・黄・白
	アクリル樹脂系上塗塗料	
喫水下部	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	
	加水分解型防汚塗料	
浮体内部	変成エポキシ樹脂系錆止塗料	

(注) ステンレス及び黄銅部品については、塗装しない。

(4) 塗料の色

塗装に使用する塗料の色は次表のとおりとする。

色 名	マンセル記号	(社) 日本塗料工業会色票番号	備 考
緑	5G 4/8	P45-40P	
赤	7.5R 4/14	P07-40X	
黒	N1.0	PN-10	
黄	2.5Y 8/14	P22-80X	
白	N9.5	PN-95	

(注) 色票番号は、(社) 日本塗料工業会発行「塗料用標準色見本帳2024年P版」による。

(5) 標示板等への文字記入色は次表のとおりとする。

標体塗色	緑	赤	黄	黒
文字色	白	白	黒	白

3 標示板記入

- (1) 塗料は上塗塗装に指定する規格とする。
- (2) 文字は、国字、算用数字、アルファベット、ローマ字（ヘボン式）とし、字体はゴシック体とする。
- (3) 標示板文字記入の詳細については、別紙2「標示板記入要領」を参考とする。

4 標体文字記入

- (1) 塗料は上塗塗装に指定する規格とする。
- (2) 標体文字記入の詳細については、別紙3「標体文字記入要領」を参考とする。

5 喫水標示線記入

- (1) 塗料は上塗塗装に指定する規格とする。
- (2) 喫水標示線記入の詳細については、別紙3「標体文字記入要領」を参考とする。

6 運搬等

標体の搬出入に係る運搬については、その日時を事前に監督職員へ連絡し、亡失損傷等の事故が生じないように注意するとともに、万一の事故に際しては一切の責任を負うこととする。

7 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本整備は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象契約である。
- (2) 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

資 材 名	規 格 等	設計数量	単価適用年度	単価適用地区
塗料	変性エポキシ樹脂系錆止塗料	256kg	令和8年度	石川県
塗料	アクリル系外舷塗料（緑）	35kg	令和8年度	石川県
塗料	アクリル系外舷塗料（赤）	36kg	令和8年度	石川県
塗料	加水分解型船底防汚塗料	191kg	令和8年度	石川県
塗料用シンナー	エポキシ系塗料用シンナー	23kg	令和8年度	石川県
塗料用シンナー	アクリル系塗料用シンナー	24kg	令和8年度	石川県

※塗料は、各メーカーの塗装仕様により数量は異なる。

- (3) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (4) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

修 理 総 括 表

標体型式 標体番号 標 識 名	修理及び取付関係					塗装関係（塗装面積の単位は㎡）												標体塗色等				標示板等記入			備考							
						槽			浮体外部						浮体内部			標体 塗色	標示板 記入色	喫水線 記入色	標 文 記 入 色	A, C面 B面裏	B面	C面裏								
									下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装												下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	
番号	鉄工及び加工等				単位	数量	図番	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	下地 処理	錆止 塗装	上塗 塗装	
L-1 93056 （共用） 七尾港 第八号 灯浮標	1	マンホール蓋パッキン取替				個	1																									
	2	通気管取外・取付（パッキン取替含む）				式	1		3 種A	エポキシ	赤	3 種A	エポキシ	赤	3 種A	エポキシ	加水分解	4 種														
	3	通気管防水金具整備				式	1		23	23	23	12	12	12	38	38	38	38														
	4	滑り止め処置				式	1																									
	5	係留環肉盛				個	2																									
	6	通気管製作				本	2																									
	7	通気管サドル取替				個	6																									
	8	監視装置取付座取付				個	1																									
	9	マンホール胴壁ピンホール補修				箇所	1																									
	10	電線貫通金物（M13）パッキン取替				個	2																									
	11	電線貫通金物（M18）パッキン取替				個	1																									
	12	電線貫通金物（M18）盲座金取付				枚	1																									
	13	電気防食板取付				個	3																									規格、取付個数は監督職員の承諾を受ける
L-1 93060 （一般） 七 尾 港 第十九号 灯 浮 標	1	マンホール蓋パッキン取替				個	1																									
	2	通気管取外・取付（パッキン取替含む）				式	1		3 種A	エポキシ	緑	3 種A	エポキシ	緑	3 種A	エポキシ	加水分解	4 種														
	3	通気管防水金具整備				式	1		23	23	23	13	13	13	28	28	28	35														
	4	滑り止め処置				式	1																									
	5	通気管製作				本	2																									
	6	通気管サドル取替				個	6																									
	7	監視装置取付座取付				個	1																									
	8	端子箱取付座取替				個	1																									
	9	マンホール胴壁ピンホール補修				箇所	1																									
	10	マンホール蓋止金具取替				個	1																									
	11	電線貫通金物（M13）パッキン取替				個	2																									
	12	電線貫通金物（M18）パッキン取替				個	1																									
	13	電線貫通金物（M18）盲座金取付				枚	1																									
	14	電気防食板取付				個	3																								規格、取付個数は監督職員の承諾を受ける	
L-1 93064 （一般） 七 尾 港 第十三号 灯 浮 標	1	マンホール蓋パッキン取替				個	1																									
	2	通気管取外・取付（パッキン取替含む）				式	1		3 種A	エポキシ	緑	3 種A	エポキシ	緑	3 種A	エポキシ	加水分解	4 種														
	3	通気管防水金具整備				式	1		23	23	23	13	13	13	28	28	28	35														
	4	滑り止め処置				式	1																									
	5	通気管製作				本	2																									
	6	通気管サドル取替				個	4																									
	7	中継管交換（フランジ接合方式）				本	2																									
	8	監視装置取付座取付				個	1																									
	9	端子箱取付座取替				個	1																									
	10	マンホール蓋止金具取替				個	1																									
	11	電線貫通金物（M13）パッキン取替				個	2																									
	12	電線貫通金物（M18）パッキン取替				個	2																									
	13	電線貫通金物（M18）盲座金取付				枚	2																									
	14	電気防食板取付座補修				個	1																									
	15	電気防食板取付				個	3																								規格、取付個数は監督職員の承諾を受ける	
L-2 34054 （共用） 七尾港 第二号 灯浮標	1	マンホール蓋パッキン取替				個	1																									
	2	通気管取外・取付（パッキン取替含む）				式	1		3 種A	エポキシ	赤	3 種A	エポキシ	赤	3 種A	エポキシ	加水分解	4 種														
	3	通気管防水金具整備				式	1		27	27	27	14	14	14	52	52	52	45														
	4	滑り止め処置				式	1																									
	5	通気管製作				本	2																									
	6	通気管サドル取替				個	6																									
	7	中継管交換（フランジ接合方式）				本	2																									
	8	鳥除け金物一部取替				m	0.5																									
	9	監視装置取付座取付				個	1																									
	10	マンホール胴壁ピンホール補修				箇所	1																									
	11	電線貫通金物（M13）パッキン取替				個	4																									
	12	電線貫通金物（M13）盲座金取付				枚	2																									
	13	電気防食板取付座補修				個	2																									
	14	電気防食板取付				個	2																								規格、取付個数は監督職員の承諾を受ける	

電気防食板内訳表

電気防食板取付数量

標体番号	標 識 名	必要質量 (kg)	参 考	備 考
93056	七尾港第八号灯浮標	17.5	AB-9×4個	
			MF-61×3個	
93060	七尾港第十九号灯浮標	13.9	AB-10×3個	
			MF-53×3個	
93064	七尾港第十三号灯浮標	17.5	AB-9×4個	
			MF-61×3個	
34054	七尾港第二号灯浮標	19.9	AB-10×4個	
			MF-96×2個	

同一規格の必要質量分以上の電気防食板を均等に配置すること。

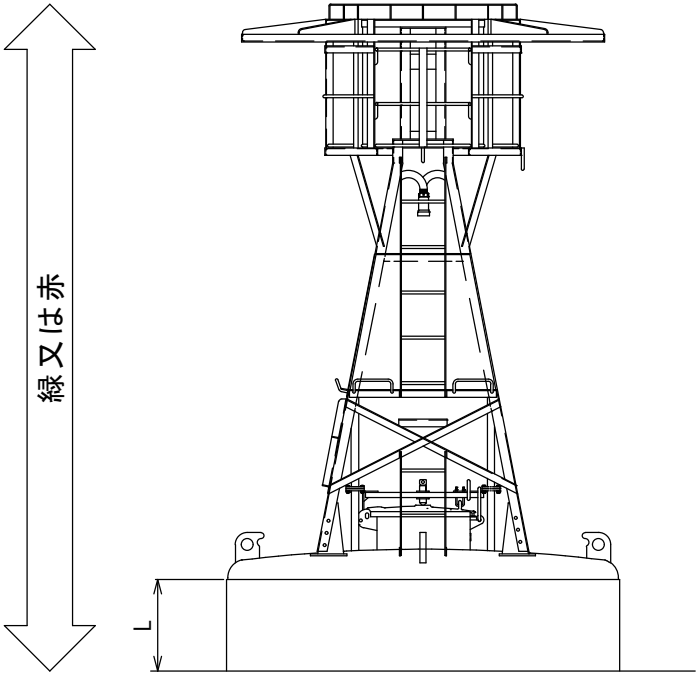
使用する電気防食板については、事前に監督職員の承諾を受けること。

電気防食板メーカー別規格（参考）

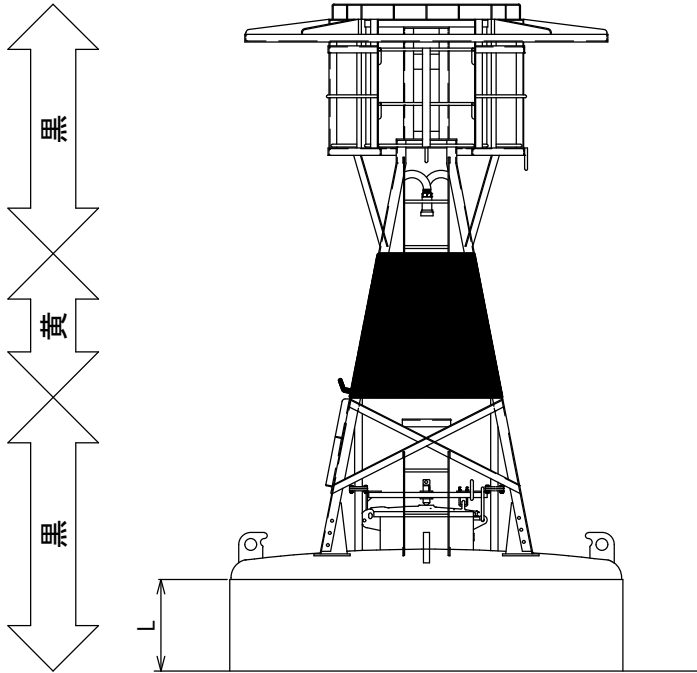
防食板規格	単位質量 (kg)	L (mm)	W (mm)	D (mm)	製造会社名
AB-5	2.46	300	150	20	ナカボーテック（株）
AB-7	3.31	300	150	30	〃
AB-8	3.65	500	100	30	〃
AB-9	4.59	300	150	40	〃
AB-10	5.50	300	150	50	〃
MF-34	3.40	300	150	30	日本防触工業（株）
MF-53	5.20	300	200	35	〃
MF-61	6.00	300	200	40	〃
MF-96	10.20	300	200	65	〃

標 識 種 別 の 塗 り 分 け

別紙 1



標準塗装



横帯を塗装する場合

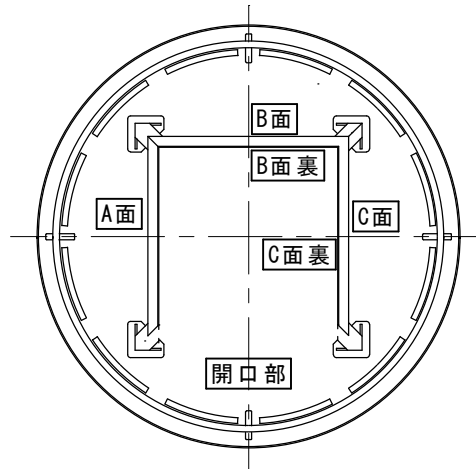
- 1 塗分けに際しては、塗色の見附面積を考慮する。
- 2 縦塗りの場合を除き、標示板を二色に塗装しないこととする。
- 3 浮体の塗り分け位置（L）は標体別に次表のとおりとする。

標体型式	塗り分け位置（L）	備 考
L-1	550mm	
L-2	650mm	

標 示 板 記 入 要 領

別紙 2

標示板記入例（参考）



標示板文字記入箇所



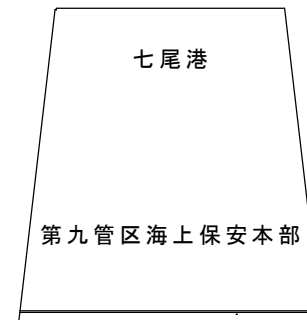
A面・C面・B面裏記入例



B面記入例

標体塗色	緑	赤	黄	黒
文 字 色	白	白	黒	白

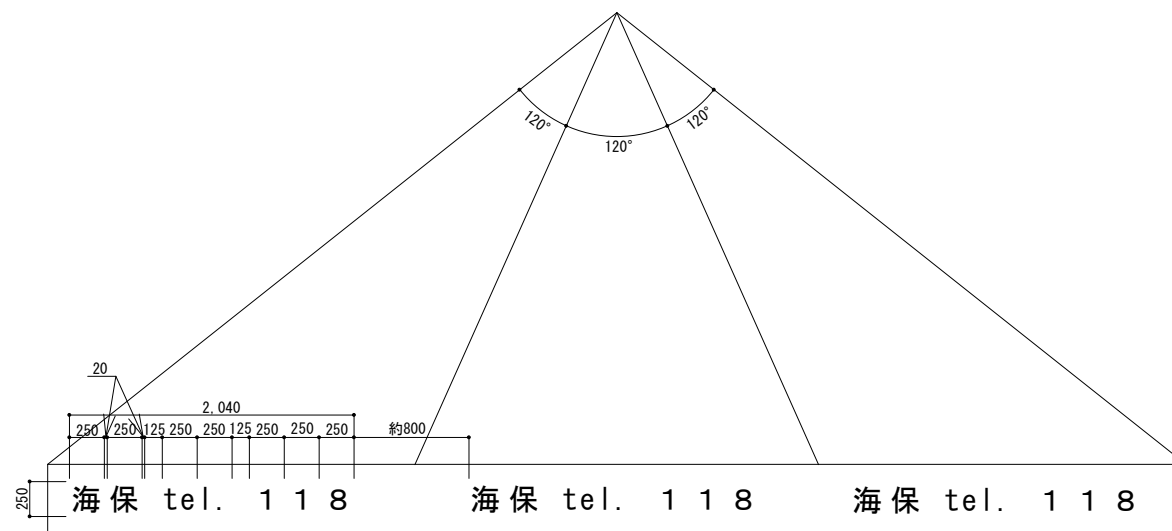
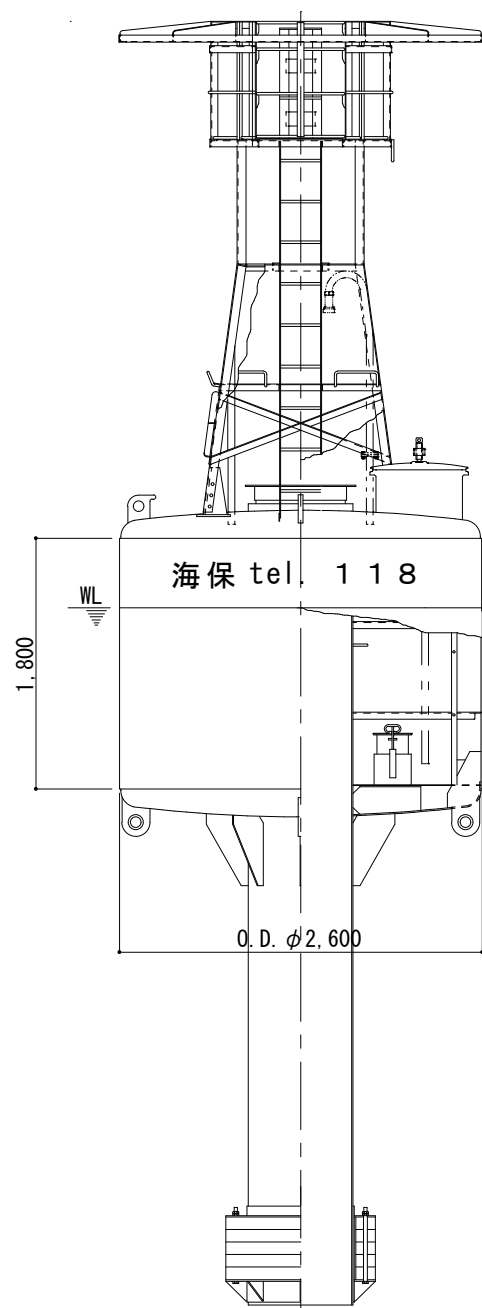
- 1 文字は、国字、算用数字、アルファベット、ローマ字（ヘボン式）とし、字体はゴシック体とする。
- 2 各標識名、港名は別表 1「修理総括表」による。



C面裏記入例

標 体 文 字 記 入 要 領

別紙 3



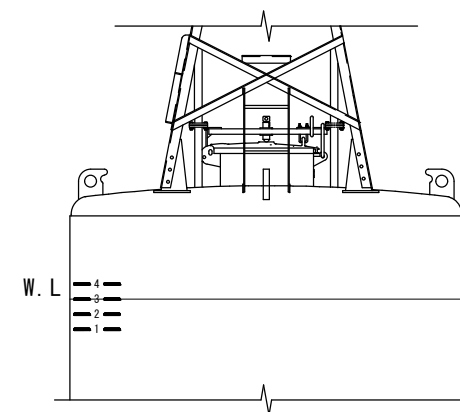
- 1 本図は、L-1型標体の例を示す。
- 2 標体型式ごとの一片の文字の大きさは、次表のとおりとする。

標体型式	一辺の文字の大きさ
L-2, 1	250mm

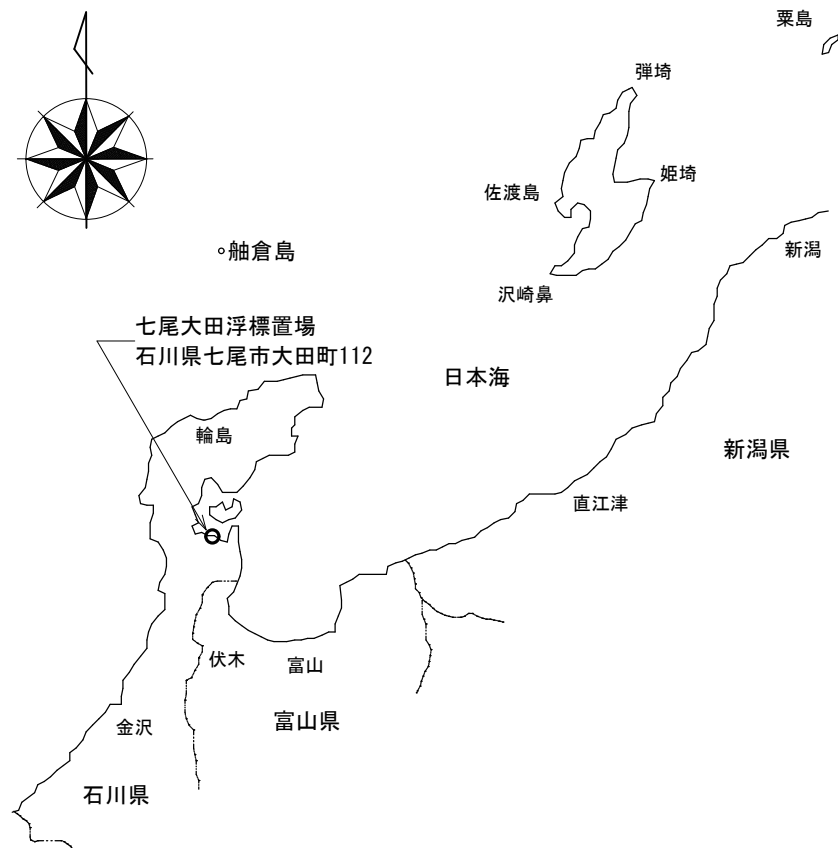
- 3 字体はゴシック体とし、塗色ごとの文字色は次表のとおりとする。

標体塗色	緑	赤	黄	黒
文 字 色	白	白	黒	白

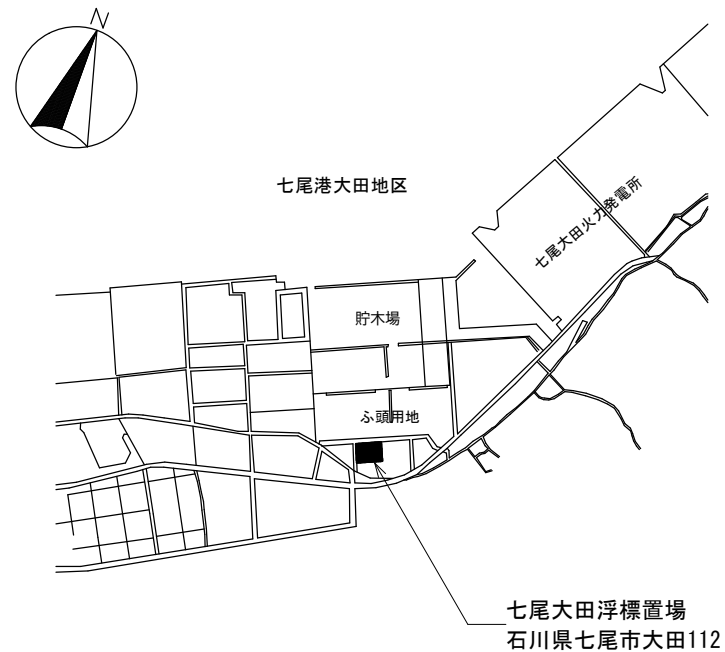
喫水線記入方法



W.Lを基準として、上下に100mm
間隔で喫水線を記入する。
120° 間隔で3方向に記入する。

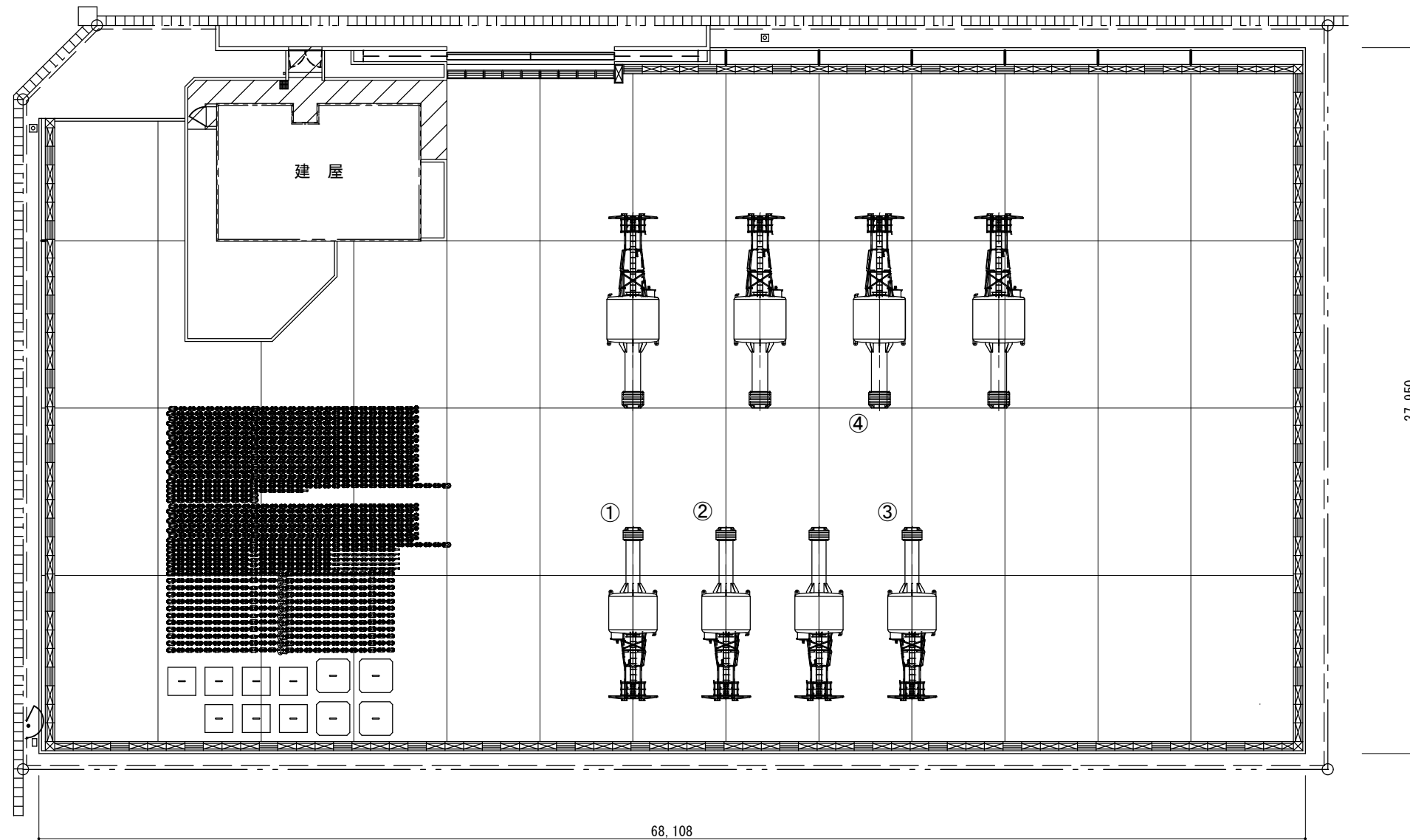


位置図 S=1/2,500,000



案内図 S=1/30,000

整備標体一覧表				
番号	標体型式	標体番号	整備後標識名	備考
①	L-1型	93056	七尾港第八号灯浮標	
②	L-1型	93060	七尾港第十九号灯浮標	
③	L-1型	93064	七尾港第十三号灯浮標	
④	L-2型	34054	七尾港第二号灯浮標	



七尾大田浮標置場配置図 S=1/300

令和8年度

件名 標体（L-1型）3基ほか1件整備

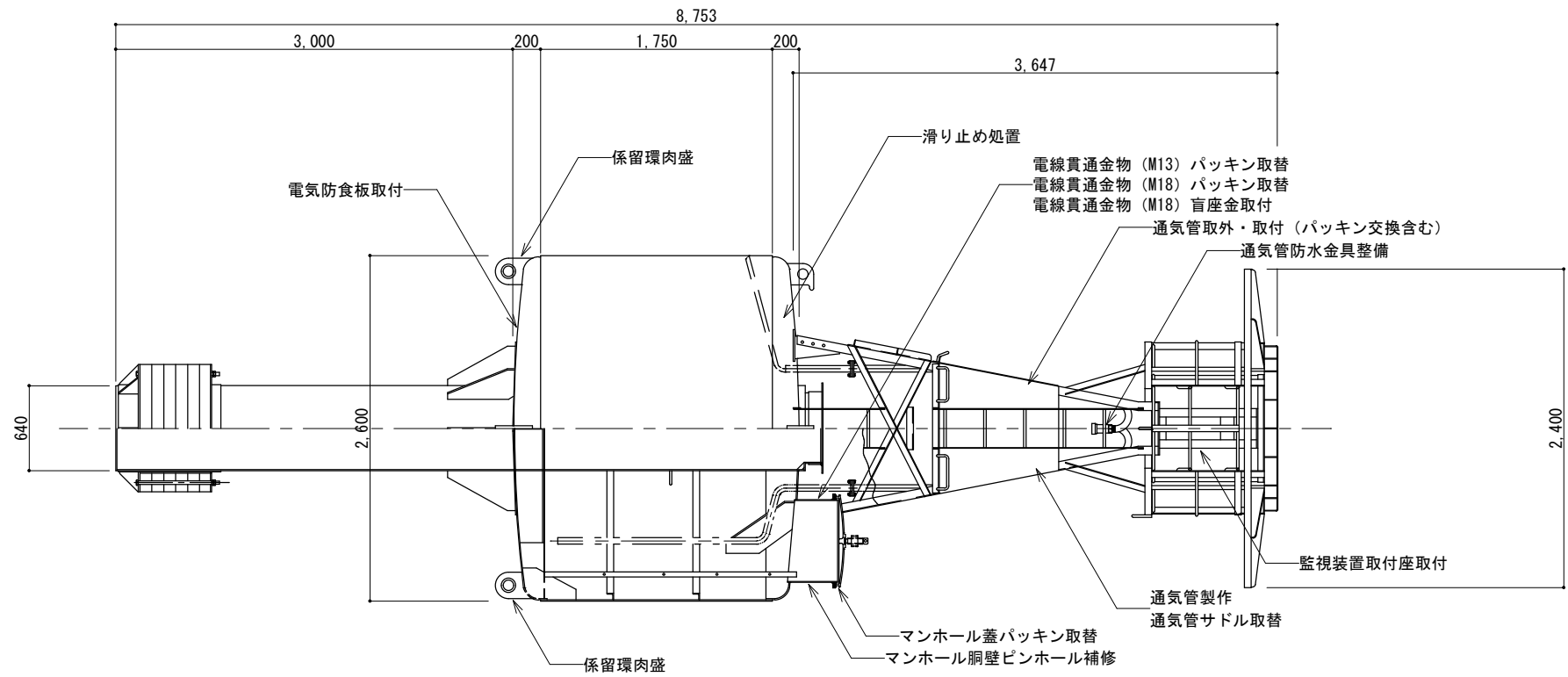
図面名称 位置図 案内図 整備標体一覧表 七尾大田浮標置場配置図

縮尺
図示

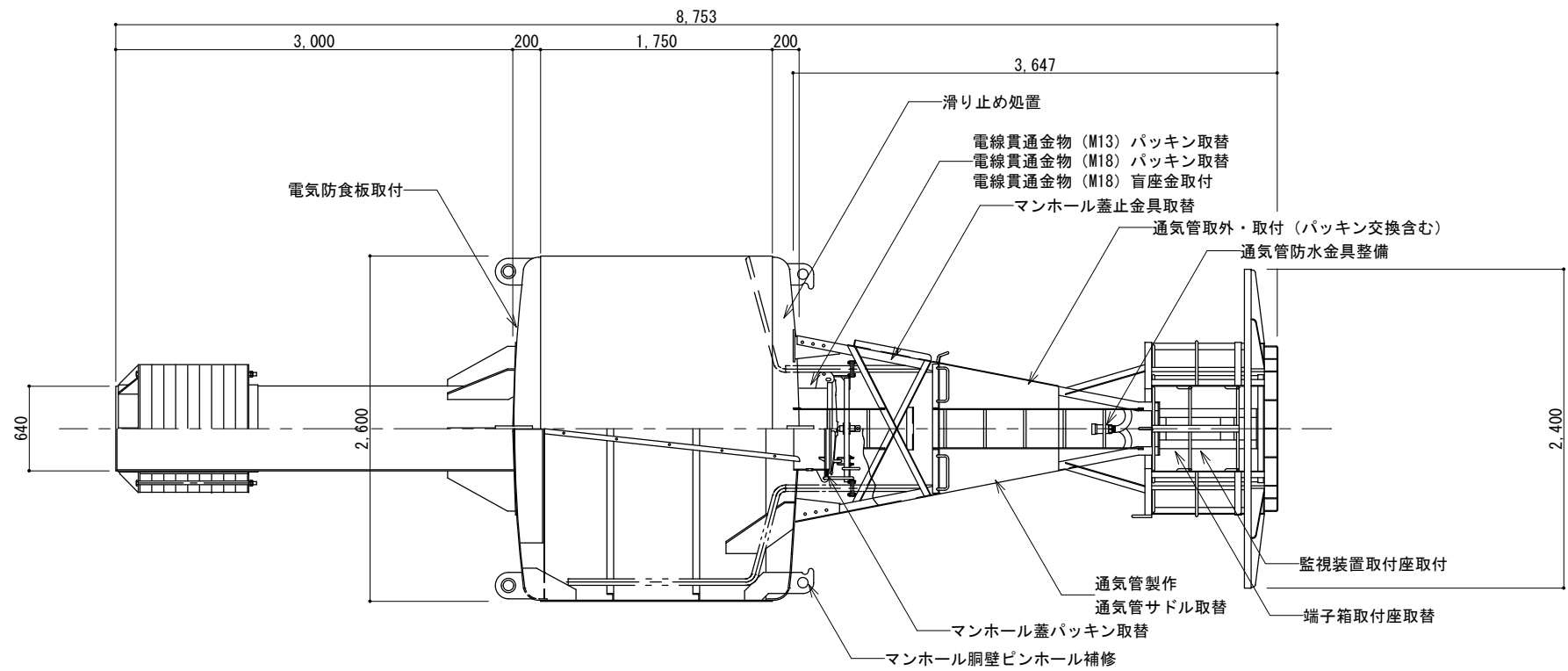
第九管区海上保安本部

図面番号
1 / 8

標 体 別 整 備 内 容



標体番号 (93056) S=1/50



標体番号 (93060) S=1/50

令和 8 年度

件 名 標体 (L-1型) 3 基ほか 1 件整備

図面名称 標体別整備内容 標体番号 (93056) 標体番号 (93060)

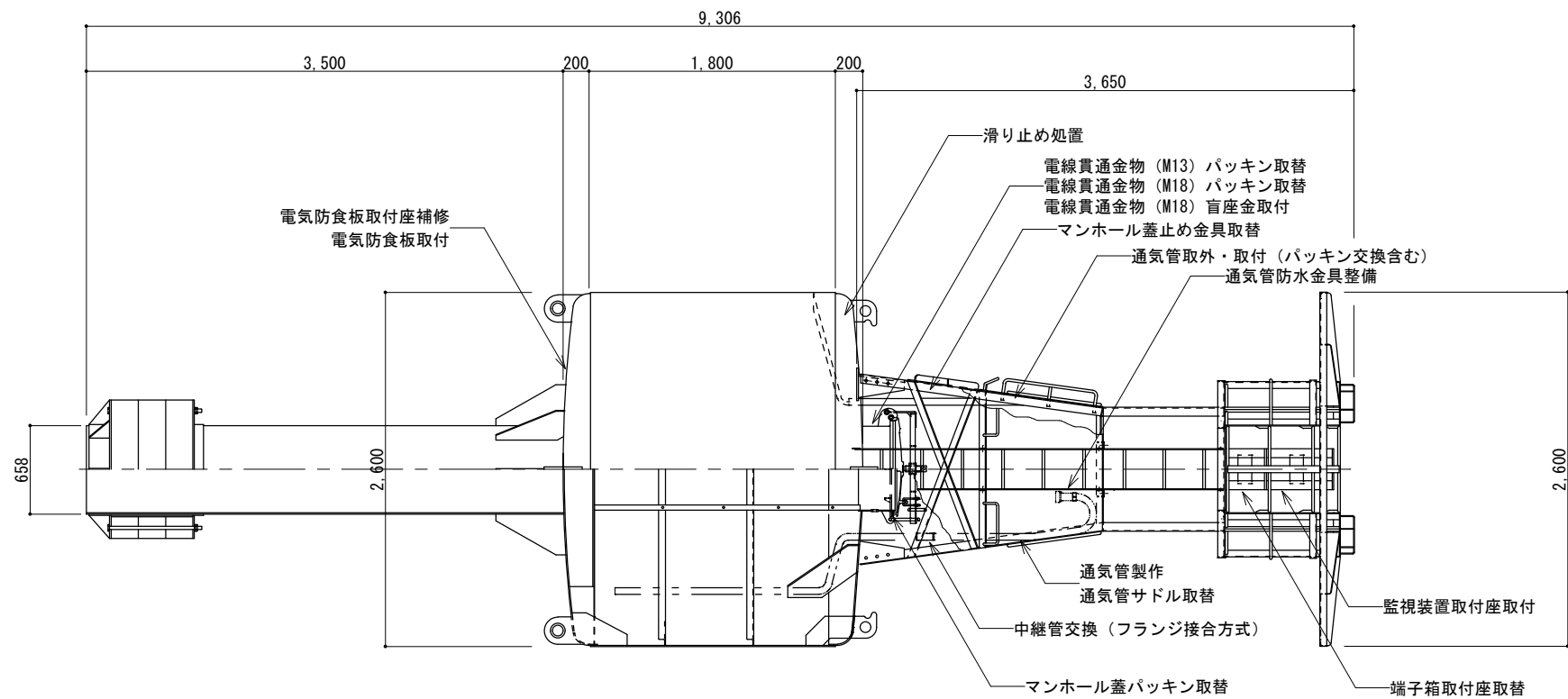
縮 尺

図 示

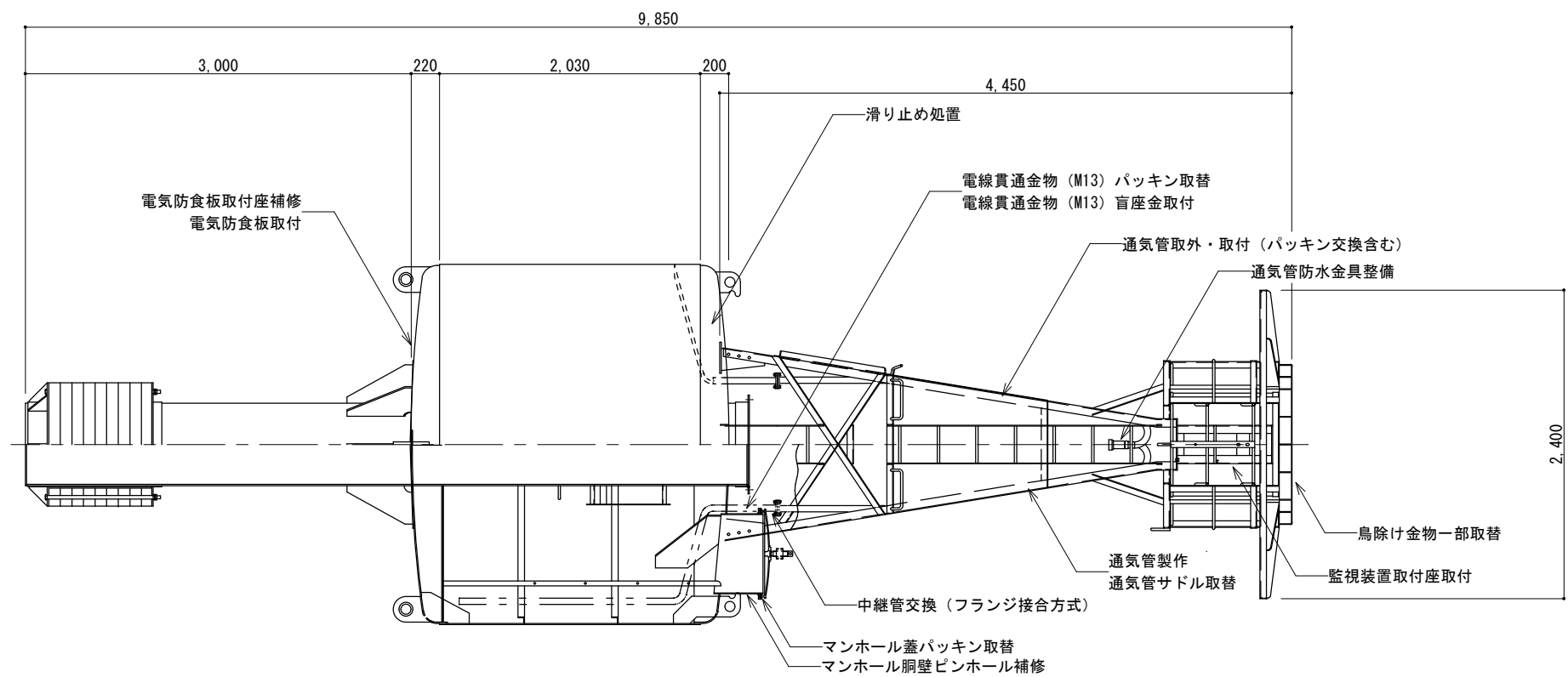
第九管区海上保安本部

図面番号 2 / 8

標 体 別 整 備 内 容



標体番号 (93064) S=1/50



標体番号 (34054) S=1/50

令和 8 年度

件 名 標体 (L-1型) 3 基ほか 1 件整備

図面名称 標体別整備内容 標体番号 (93064) 標体番号 (34054)

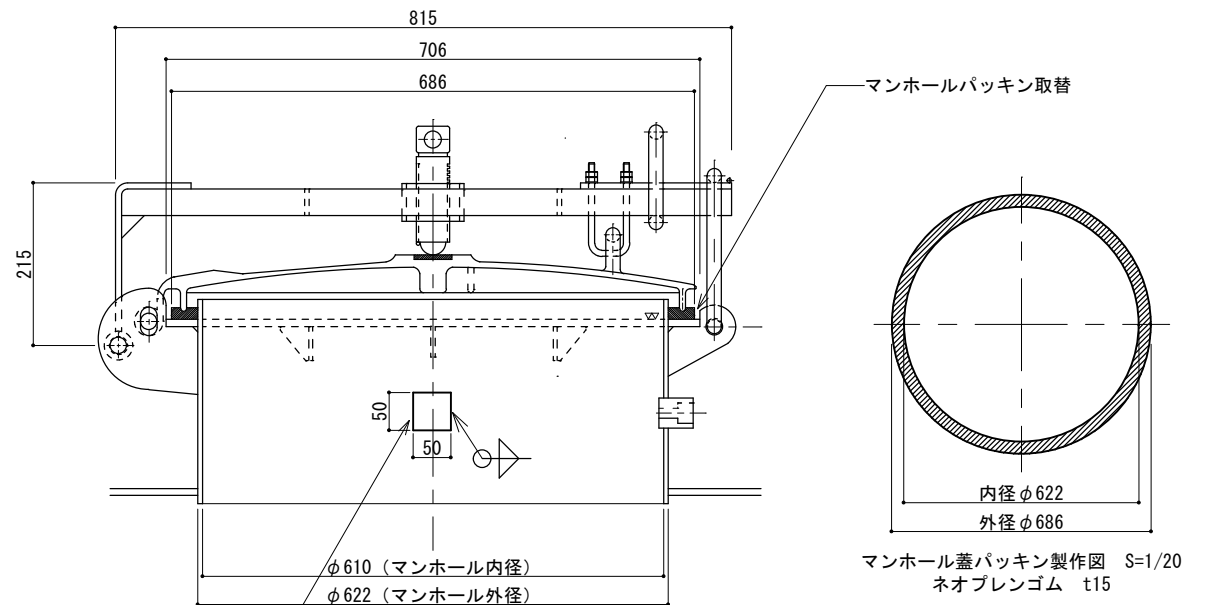
縮 尺

図 示



第九管区海上保安本部

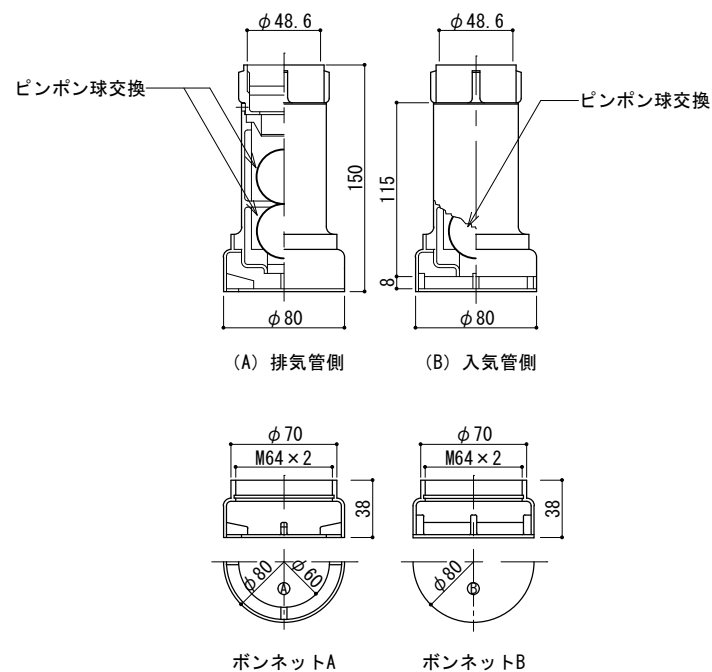
図面番号 3 / 8



マンホール胴壁ピンホール補修
(SS400 PL6)

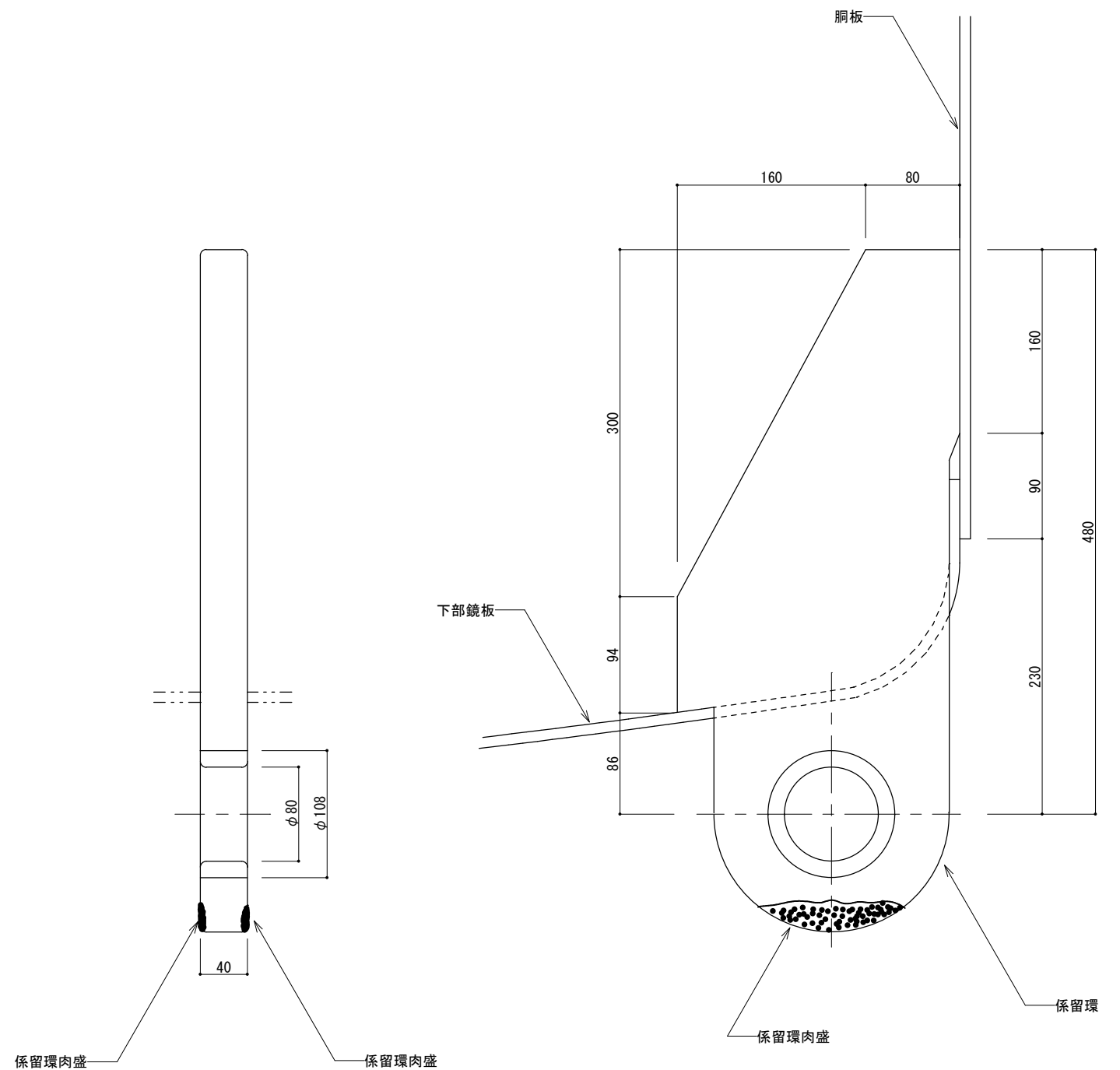
整備標体番号		
標体番号	マンホール蓋パッキン取替	マンホール胴壁ピンホール補修
93056	○	○
93060	○	○
93064	○	
34054	○	○

マンホール詳細図 S=1/20



通気管防水金具を分解のうえ清掃し、ピンポン球（4個／式）を交換する。
整備標体番号：全標体

通気管防水金具詳細図 S=1/5



摩耗している係留環を肉盛し、グラインダー等で平滑に仕上げる。
整備標体番号：93056

係留環詳細図 S=1/5

令和8年度

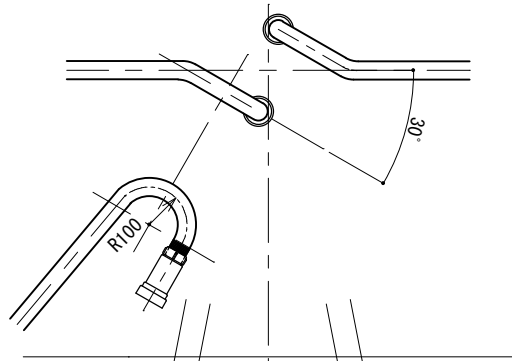
件名 標体（L-1型）3基ほか1件整備

図面名称 マンホール詳細図 通気管防水金具詳細図 係留環詳細図

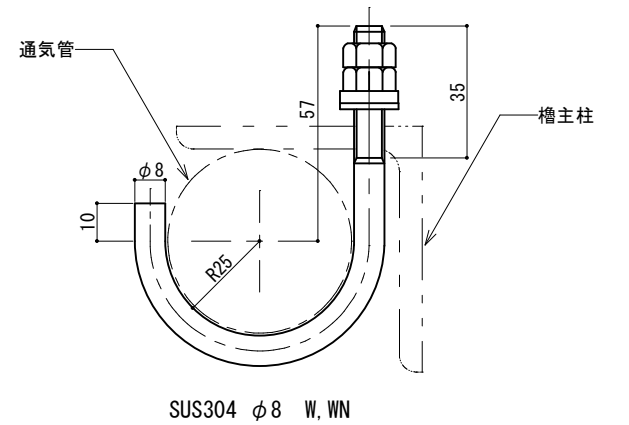
縮尺
図示

第九管区海上保安本部

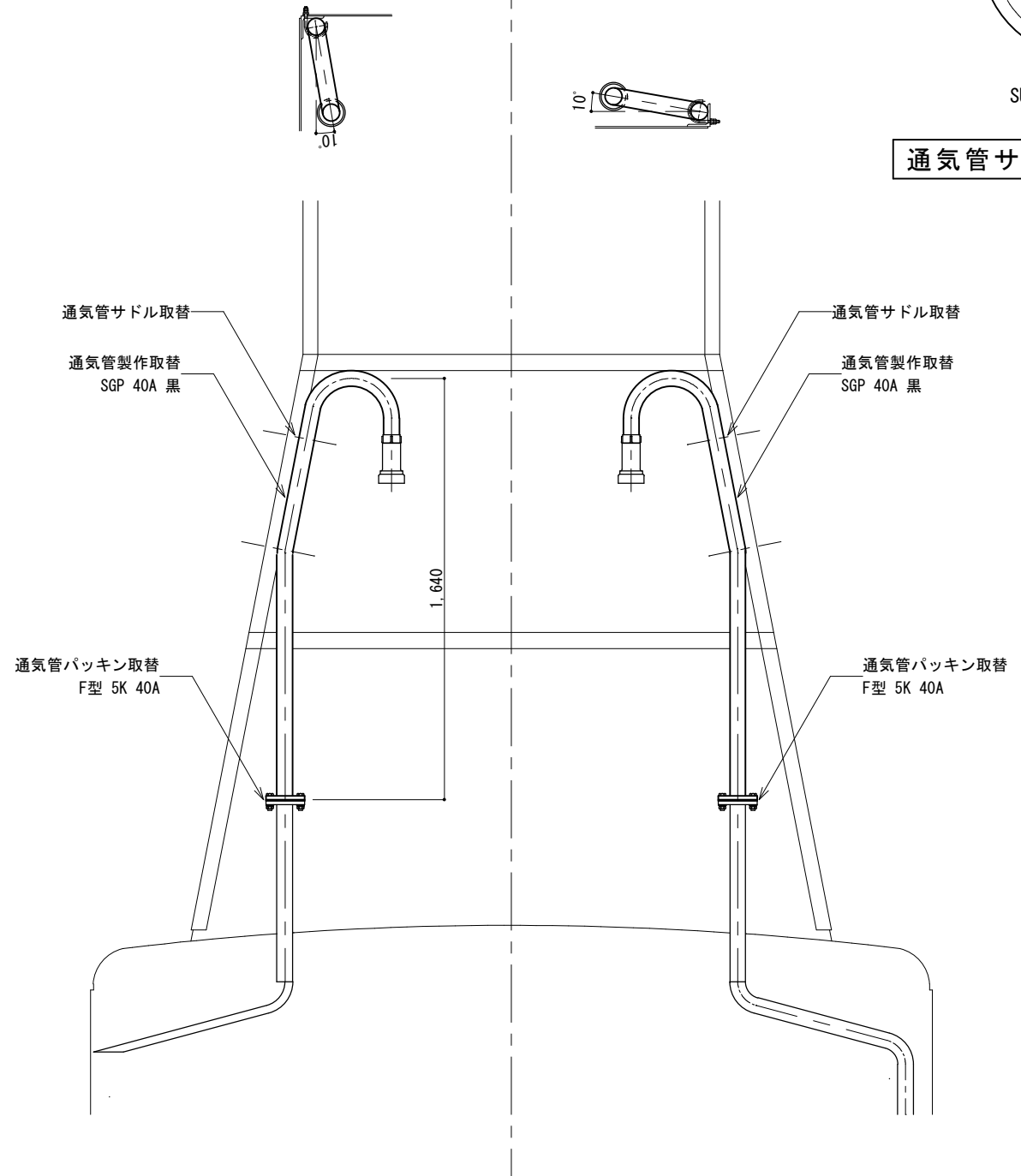
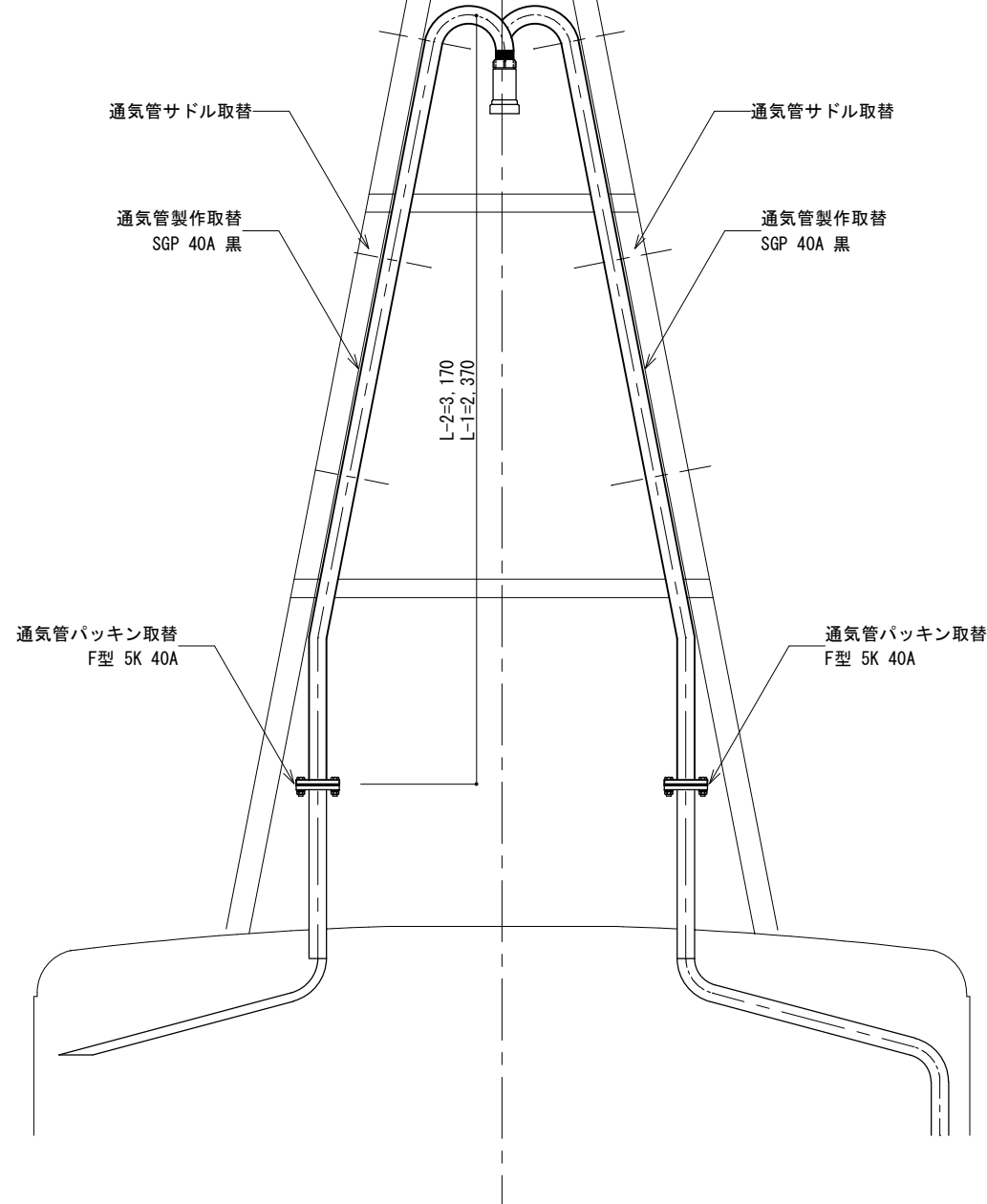
図面番号
4 / 8



整備標体番号			
標体番号	通気管取外・取付 (パッキン取替含む)	通気管製作	通気管サドル取替
93056	○	○	6個
93060	○	○	6個
93064	○	○	4個
34054	○	○	6個



通気管サドル製作図 S=1/2



通気管詳細図 S=1/20

令和8年度

件名 標体（L-1型）3基ほか1件整備

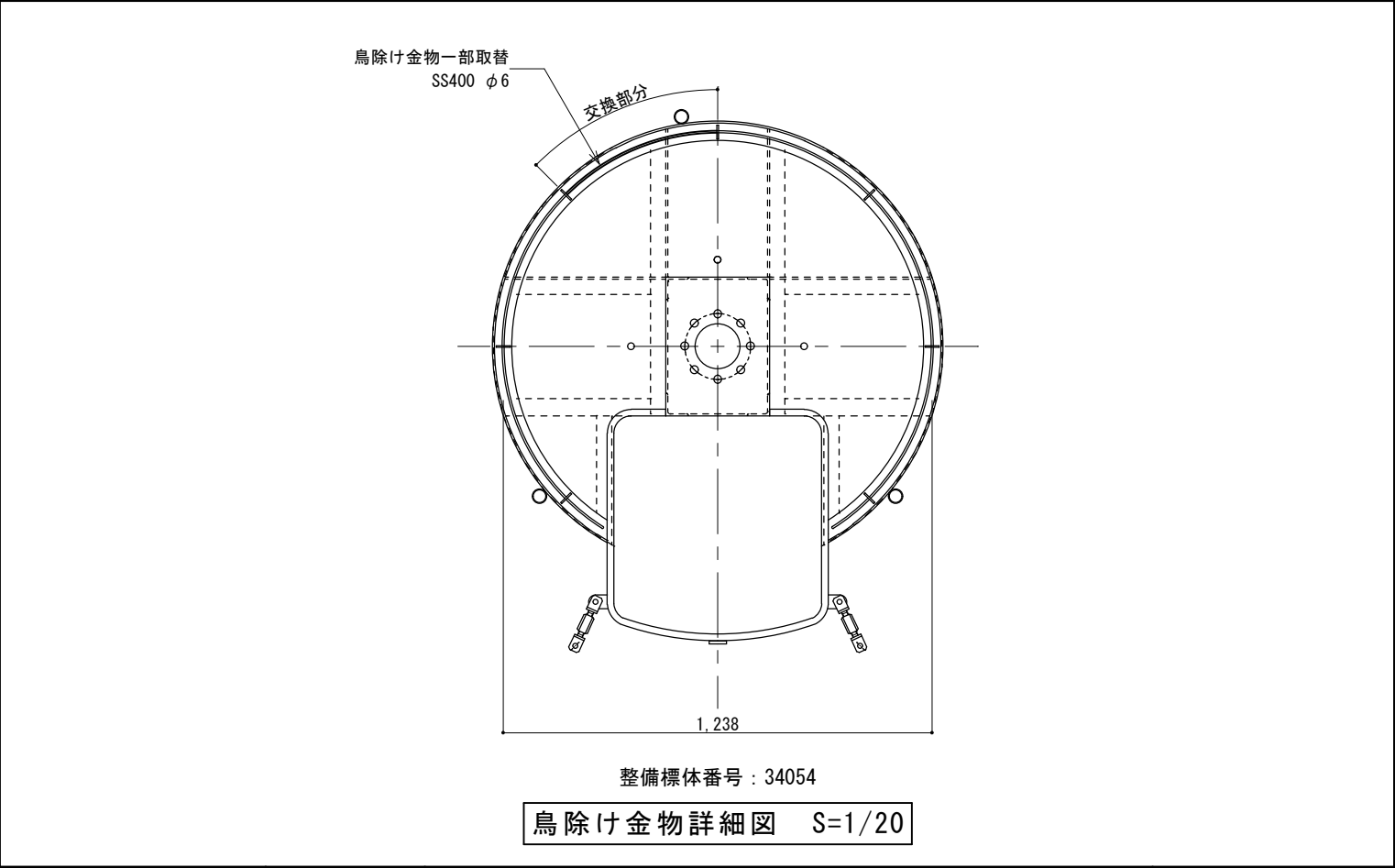
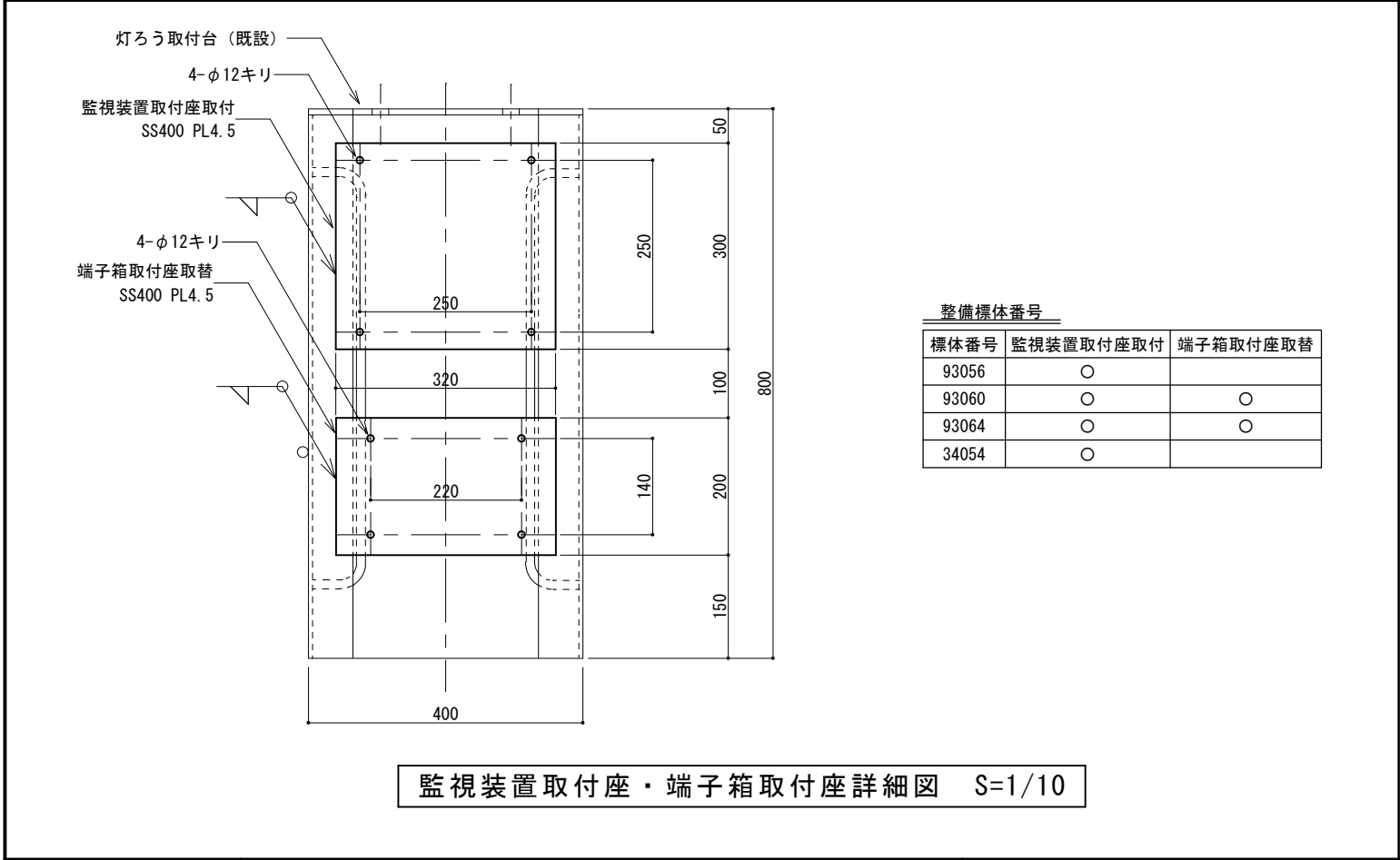
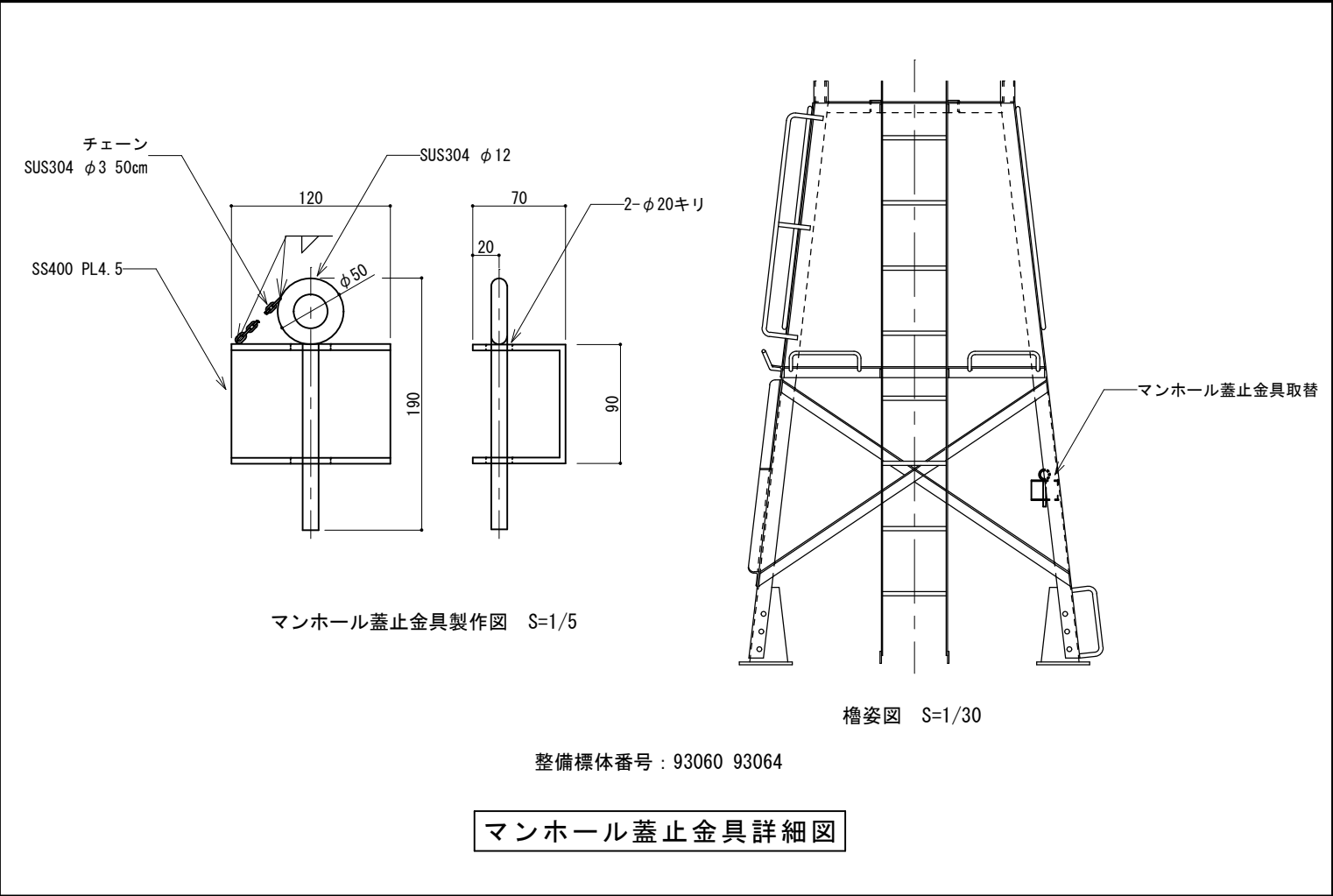
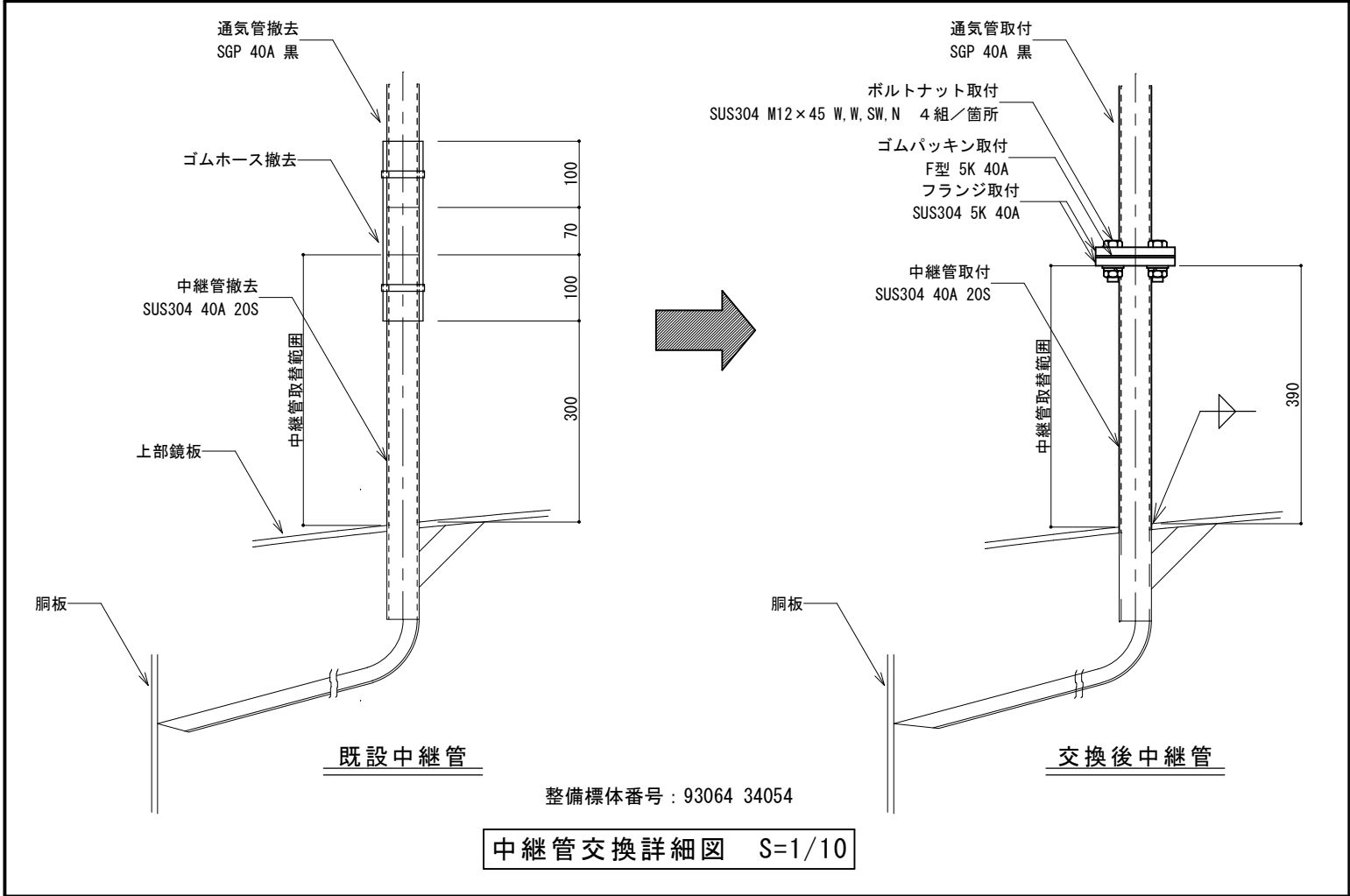
図面名称 通気管具詳細図 通気管サドル製作図

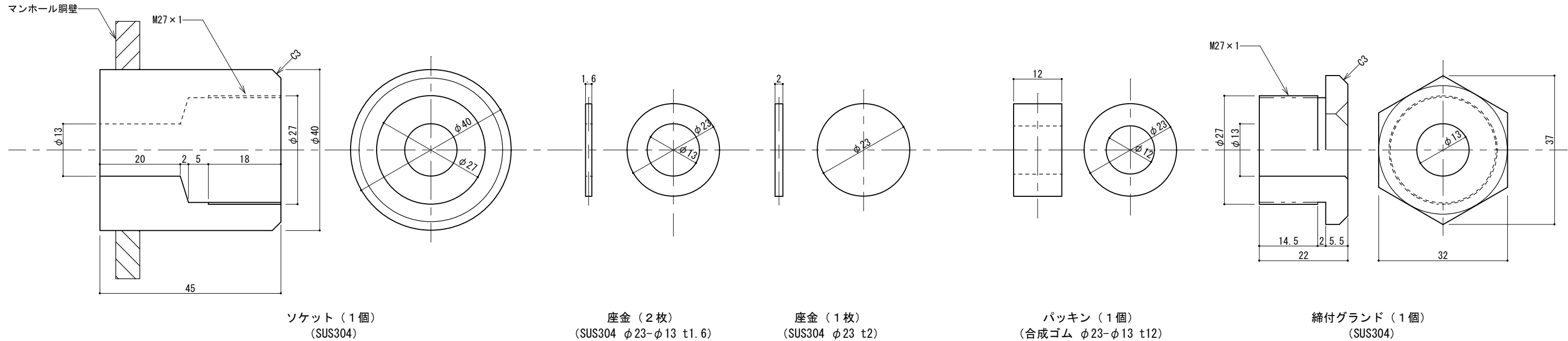
縮尺

図示

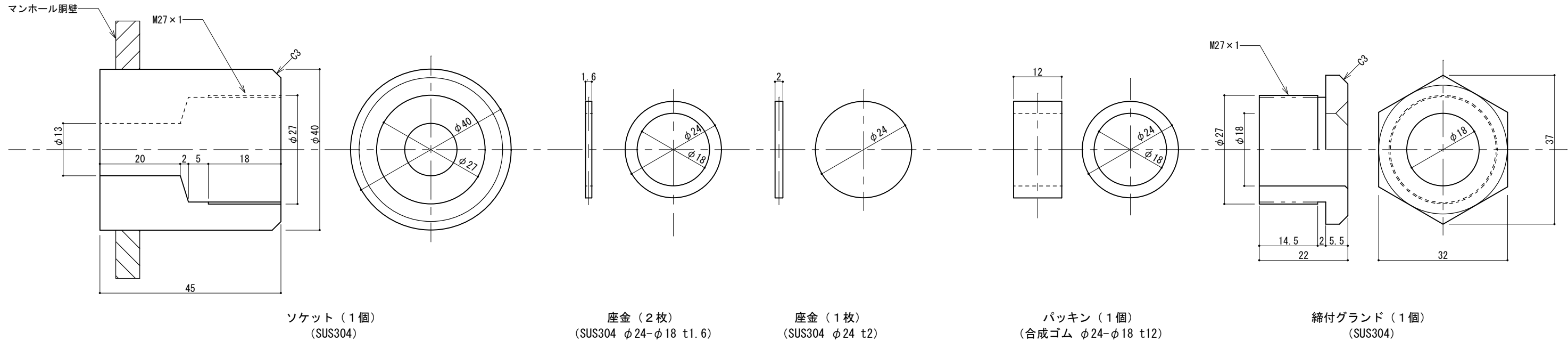
第九管区海上保安本部

図面番号 5 / 8





電線貫通金物（M13）詳細図 S=1/1



電線貫通金物（M18）詳細図 S=1/1

整備標体番号

標体番号	電 線 貫 通 金 物				備 考
	M13		M18		
	パッキン取替	盲座金取付	パッキン取替	盲座金取付	
93056	2個		1個	1個	
93060	2個		1個	1個	
93064	2個		1個	1個	
34054	4個	2個			

令和8年度

件名 標体（L-1型）3基ほか1件整備

図面名称 電線貫通金物詳細図

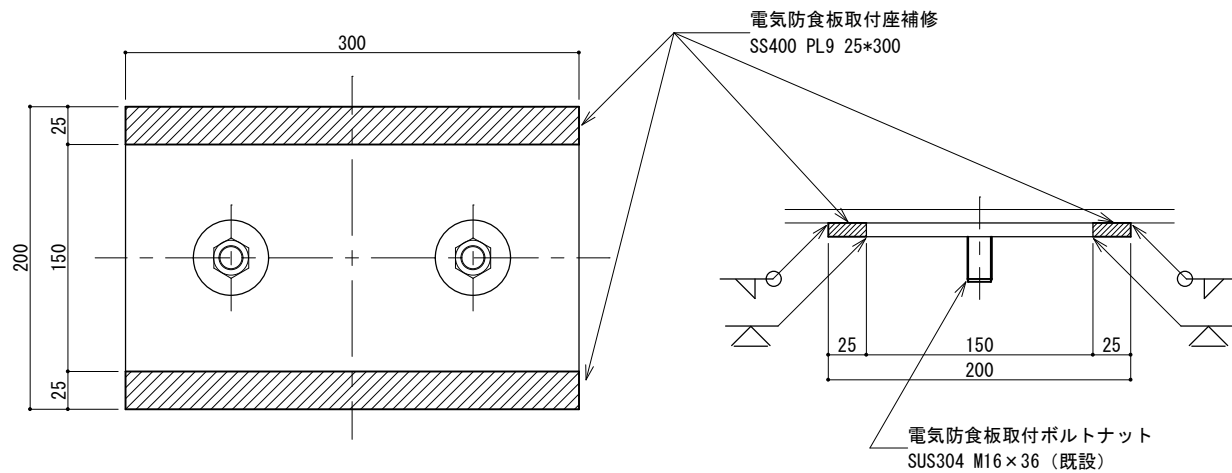
縮尺

図示



第九管区海上保安本部

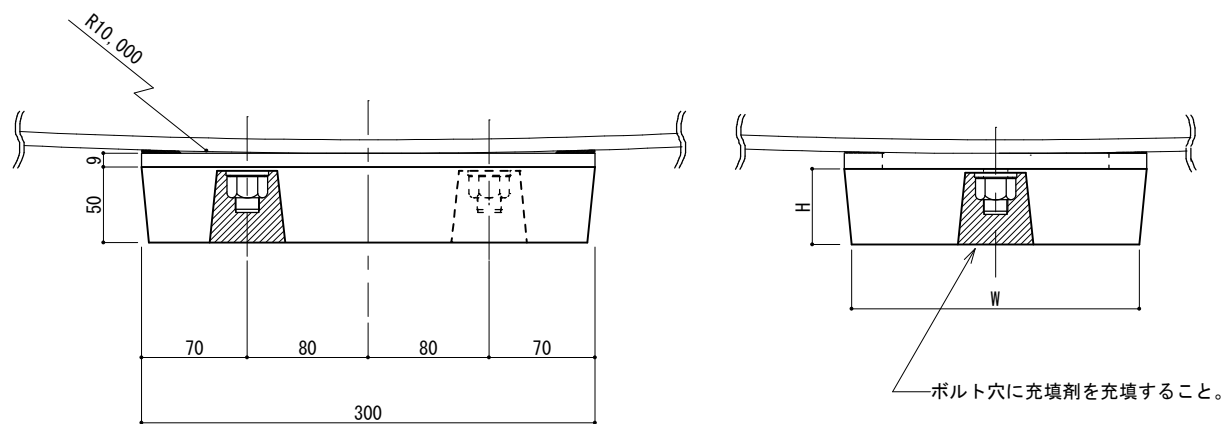
図面番号 7 / 8



整備標体番号

標体番号	電気防食板取付座補修	備 考
93064	1 個	
34054	2 個	

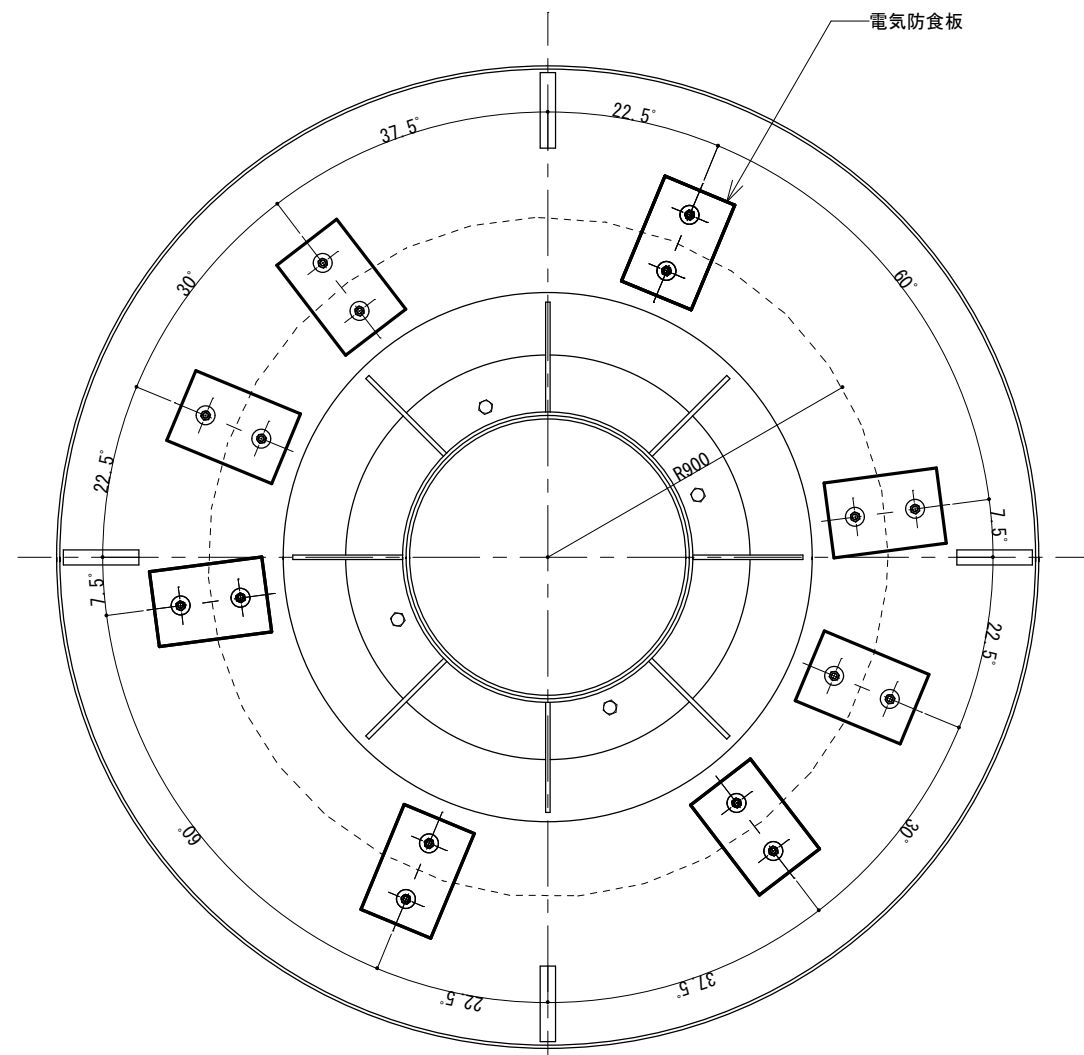
電気防食板取付座詳細図 S=1/5



幅 (W), 高さ (H): 電気防食板の仕様による。

整備標体: 全標体

電気防食板取付要領図 S=1/5



電気防食板を配置よく取り付けること。
取り付ける電気防食板の規格、数量については別表 2 による。
整備標体番号: 全標体

電気防食板取付配置図 S=1/20